落語で学ぼう 住まいの終活と空き家問題 セミナー＆個別相談会

空き家問題や適正管理の重要性、相続対策などを知り、将来、トラブルにならないために、子どもたちにどう遺すか、どのような対策があるかを理解し、自宅・実家の将来を考えるきっかけとなるセミナーを、都や近隣市町と開催します。セミナーの前後に個別相談会も実施します。

▽**日時**　令和8年1月17日㈯
●セミナー…午後1時～2時50分
●個別相談会（1組30分）…午前10時30分～11時30分、午後3時～4時
▽**場所**　イオンモール日の出2階イオンホールAB
▽**内容**
●第1部「空き家問題対策落語」林家きく姫さん（落語家）
●第2部「どうしよう！我が家の空き家問題」上田真一さん（NPO法人空家・空地管理センター）
▽**定員**
●セミナー60人（申込み順）
●個別相談会…午前8組、午後12組
▽**費用**　無料
▽**申込み方法**　東京都空き家ワンストップ相談窓口に電話で申し込んでください。
※ホームページからも申込みできます。
※個別相談会のみの申込み可
▽**申込み・問合せ**　東京都空き家ワンストップ相談窓口（☎0120・776・735、平日午前9時～午後6時）
▽**担当課**　住宅政策課

東京都空き家ワンストップ相談窓口ホームページ

居住相談窓口「住まいサポートあきる野」を五日市出張所で行います

高齢者、障がいのある方、子育て世帯、低所得者、被災者など特に配慮を要する方の住まい探しの相談窓口です。お話を伺い、住宅情報等を紹介します。

▽**期日**　12月23日㈫
▽**時間**　①午前9時30分、②午前10時45分、③午後1時、④午後2時15分（各回1時間）
▽**場所**　五日市出張所会議室
▽**定員**　各回1組（申込み順）
▽**費用**　無料
▽**申込み方法**　事前に、電話か窓口で申し込んでください。
※居住相談は、毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）に市役所で行っています。他の相談日の予約を随時受け付けています。
▽**申込み・問合せ**　住宅政策課（直通533・3360）

耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

耐震改修をした住宅（耐震改修特例）

令和8年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方㍍までを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1（改修工事により、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2）を減額します。

▽**対象**
●耐震改修工事で、1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅
●昭和57年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

省エネ改修をした住宅（省エネ改修特例）

令和8年3月31日までに一定の省エネ（熱損失防止）改修工事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方㍍までを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1（改修工事により、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2）を減額します。

▽**対象**
●省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅
＊窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が60万円以上
＊窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が60万円以上
断熱改修に係る工事費が50万円以上であり、太陽光発電設備、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上
●平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）
※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
※住宅床面積が50平方㍍以上280平方㍍以下
※耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません（バリアフリー改修特例の適用は、同時に受けることができます）。

バリアフリー改修をした住宅（バリアフリー改修特例）

令和8年3月31日までにバリアフリー（居住安全）改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方㍍までを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽**対象**
●バリアフリー改修工事（廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化）で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅
●新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）
●次のいずれかの方が居住する既存の住宅
＊65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日現在）
＊要介護認定か要支援認定を受けている方
＊障がいのある方
※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
※住宅床面積が50平方㍍以上280平方㍍以下
※新築住宅特例と耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません（省エネ改修特例の適用は、同時に受けることができます）。

※適用は、1回限り
※改修後3か月以内に申告書を提出してください。
※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
▽問合せ　課税課固定資産税係

空き家の適正管理をお願いします

空き家は個人の財産です。所有者や管理者には、適切に管理する義務と責任があります。空き家を負動産にしないためにも、定期的な管理をしてください。

適正管理

冬場の空き家管理で重要なのは、凍らせないことです。寒い時期になると、水道管が凍結、破裂し、漏水する恐れがあります。これからの時期、水抜きや保温材の設置を行うなどの凍結防止対策をしましょう。長期間使用しない場合は、使用中止手続きなど対応をお願いします。

活用・売却

空き家の活用・売却を考える際に、建物の劣化状況を把握する住宅診断（インスペクション）があります。建物の状況を把握することで、円滑な不動産取引に繋がりやすくなります。また、空き家の発生を抑制するための特例措置として、相続などで取得した家屋とその敷地などを譲渡した際に、譲渡所得から3千万円の控除を受けられる場合があります。市では「被相続人居住用家屋等確認書」の交付事務を行っています。確定申告の提出期限を考慮し、余裕をもって申請してください。詳しくは、お問い合わせください。
▽**問合せ**　住宅政策課

国土交通省ホームページ

会計年度任用職員募集

採用期間は、採用日から令和8年3月31日までとなります。

学童クラブ（放課後児童支援員・（延長）放課後児童支援員）

▽**放課後児童支援員・（延長）放課後児童支援員**　児童の健全育成に関すること（集団生活、安全管理、行事の企画運営など）
●資格…放課後児童支援員認定資格研修（都道府県、政令指定都市か中核市が実施）を受講した方
●勤務場所…市内学童クラブ
●募集人数…若干名
●勤務日数…月20日か月18日
●勤務時間…月曜から土曜日までの午前7時45分～午後7時（主に午後、実働5時間30分）。土曜日と学校休業日は、実働7時間30分以内
●報酬単価…時給1456円
※午後6時～7時、学校休業日の午前7時45分～8時30分、土曜日の午前7時45分～9時は、1820円
▽**学童クラブ補助員・延長学童クラブ補助員**　放課後等における児童の健全育成に関する仕事や支援員の補助など
●勤務場所…市内学童クラブ
●募集人数…若干名
●勤務日数…月14日か月12日
●勤務時間…月曜から土曜日までの午前7時45分～午後7時（主に午後、実働4時間）。土曜日と学校休業日は、実働7時間以内
●報酬単価…時給1259円
※午後6時～7時、学校休業日の午前7時45分～8時30分、土曜日の午前7時45分～9時は、1573円
▽**応募方法**　会計年度任用職員採用申込書を送付してください。
▽**選考方法**　書類選考（第1次選考）、面接等（第2次選考）などを行い、採用を決定します。
▽**応募・問合せ**　こども政策課児童館係（直通558・1250、〒197－0814二宮350）

給食調理員・給食代替配膳員

※資格不要
▽**給食調理員**　調理、食器洗浄の補助作業等
●報酬単価…時給1297円
●勤務場所…秋川学校給食センター（草花2892）
●勤務日数…月曜から金曜日までの2日か3日（隔日勤務）
※給食配膳員が不足する日に代替で配膳を行う。
●勤務時間…午前8時～午後4時（6時間30分以内）
●募集人数…3人程度
▽**給食代替配膳員**　給食の配膳準備、片付け、配膳室の清掃、給食センター・業者から配送された物品の確認等
※希望者は継続あり
●報酬単価…時給1226円
●勤務場所…市内小中学校（秋川地区）
●勤務日…月曜から金曜日までの所属長が指定する日（週1日～3日程度）
●勤務時間…午前10時～午後3時（4時間以内、各学校の配膳時間による）
●募集人数…1人
▽**応募方法**　秋川学校給食センターに連絡の上、会計年度任用職員採用申込書を持参してください。
※市ホームページからダウンロードできます。
▽**応募・問合せ**　秋川学校給食センター係（☎558・1123）